

四半期報告書

(第161期第3四半期)



E 0 1 1 6 6

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 ノサワ

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	5
第3 【提出会社の状況】	6
1 【株式等の状況】	6
2 【役員の状況】	7
第4 【経理の状況】	8
1 【四半期連結財務諸表】	9
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	16

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2021年2月12日

【四半期会計期間】 第161期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）

【会社名】 株式会社ノザワ

【英訳名】 NOZAWA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 野澤俊也

【本店の所在の場所】 神戸市中央区浪花町15番地

【電話番号】 神戸 (078) 333-4111 (代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 荒木健介

【最寄りの連絡場所】 神戸市中央区浪花町15番地

【電話番号】 神戸 (078) 333-4111 (代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 荒木健介

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社ノザワ東京支店
(東京都中央区新川一丁目4番1号(住友不動産六甲ビル))

株式会社ノザワ名古屋支店
(名古屋市中区錦二丁目4番15号(ORE錦二丁目ビル))

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第160期 第3四半期 連結累計期間	第161期 第3四半期 連結累計期間	第160期
会計期間	自 2019年4月1日 至 2019年12月31日	自 2020年4月1日 至 2020年12月31日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高 (千円)	16,589,705	16,672,405	22,486,954
経常利益 (千円)	907,421	1,491,138	1,215,871
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (千円)	595,040	740,123	854,777
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	716,344	821,652	611,632
純資産額 (千円)	16,026,060	16,457,677	15,921,263
総資産額 (千円)	26,250,109	26,426,424	25,628,250
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	52.18	64.91	74.96
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	61.1	62.7	62.1

回次	第160期 第3四半期 連結会計期間	第161期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 2019年10月1日 至 2019年12月31日	自 2020年10月1日 至 2020年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	27.42	19.40

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
 2 売上高には、消費税等は含まれていない。
 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社についても異動はない。

なお、当社は、2020年12月7日開催の取締役会において、連結子会社である野澤積水好施新型建材（瀋陽）有限公司を解散することを決議している。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はない。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

①経営成績

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大に伴い企業収益は大幅に悪化し、極めて厳しい状況で推移しました。建築材料業界におきましても、当該感染症に伴う建設設計画の中止・延期の影響による不透明感は増しつつあり、依然として予断を許さない状況が続いております。

このような状況のなか、当第3四半期連結累計期間の売上高は166億72百万円（前年同期比0.5%増加）となりました。当社グループの単一の報告セグメントである建築材料関連事業の品種別売上高については、主力の押出成形セメント板「アスロック」は、97億8百万円（前年同期比3.8%増加）、住宅用高遮音床材は12億73百万円（前年同期比7.3%減少）、住宅用軽量外壁材は19億27百万円（前年同期比6.5%減少）となり、押出成形セメント製品合計では129億8百万円（前年同期比1.0%増加）、スレート関連は5億42百万円（前年同期比14.1%減少）、耐火被覆等は8億42百万円（前年同期比21.7%増加）となりました。

利益面については、主力の押出成形セメント製品が伸長したこと等により、営業利益は14億45百万円（前年同期比61.8%増加）、経常利益は14億91百万円（前年同期比64.3%増加）、親会社株主に帰属する四半期純利益は7億40百万円（前年同期比24.4%増加）となりました。

②財政状態

当第3四半期連結会計期間末における当社グループの流動資産の残高は、前連結会計年度末に比べ受取手形及び売掛金が2億40百万円、商品及び製品が1億7百万円減少したものの、現金及び預金が8億48百万円増加したこと等から120億39百万円（前連結会計年度末と比較して5億17百万円増加）となりました。固定資産の残高は、前連結会計年度末に比べ投資有価証券が3億73百万円増加したこと等から143億87百万円（前連結会計年度末と比較して2億80百万円増加）となりました。この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べ7億98百万円増加し264億26百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間末における流動負債の残高は、前連結会計年度末に比べ未払法人税等が51百万円増加したものの、支払手形及び買掛金が1億73百万円減少したこと等から54億29百万円（前連結会計年度末と比較して95百万円減少）となりました。固定負債の残高は、前連結会計年度末に比べ訴訟損失引当金が3億26百万円増加したこと等から45億39百万円（前連結会計年度末と比較して3億57百万円増加）となり、この結果、負債の合計額は、前連結会計年度末に比べ2億61百万円増加し99億68百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間末における純資産の残高は、前連結会計年度末に比べ利益剰余金が4億55百万円増加したこと等から164億57百万円（前連結会計年度末と比較して5億36百万円増加）となりました。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(3) 事業上及び財政上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財政上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

（当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）について）

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社の中長期的な経営基本戦略等当社の目標としております企業像は下記のとおりです。

- ① 建設部材、システム分野での開発型企業を目指し、建築・住宅・土木の3市場での安定的な商品供給による強固な経営基盤を持つ企業
- ② 技術力を背景とした差別化(品質・納期・コストの絶対的優位性)を推進するオンリーワン企業
- ③ 環境保全を主眼においた次世代の事業を模索し、人々にやすらぎと安心を提供し、社会への貢献を企業の発展と考える企業

これらを実現するため、「安全第一、法令遵守、人権尊重、環境保全」の基本原則を大前提に、当社の経営の2本柱である中長期計画、N N P S（ノザワ・ニュー・プロダクション・システム）活動を着実に実行することによって、当社のもつ経営資源を有効に活用するとともに、様々なステークホルダーとの良好な関係を継続、発展させ、当社及び当社グループ会社の企業価値及び株主共同の利益の向上に繋げられるものと考えております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2008年6月27日開催の定時株主総会において、買収防衛策の導入根拠、手続き等を定めた定款変更議案及び変更された定款に基づき当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の導入について株主の皆様のご承認をいただき、また2020年6月26日開催の定時株主総会において本プランの継続についてご承認をいただいております。

本プランは、当社株式に対する買付が行われた際、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とするものであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランにおきましては、(i)当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付、または(ii)当社が発行者である株式等について、公開買付に係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付またはこれらに類似する行為（以下「買付等」と総称します。）を対象とします。

当社の株式等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、買付等の内容の検討に必要な情報及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報、当社取締役会からの意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案等が、経営陣から独立した者より構成される独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。独立委員会は、必要に応じて、外部専門家等の助言を独自に得たうえ、買付内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、または買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件のいずれかに該当し、対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、対抗措置を発動すべき旨、または株主の意思を確認すべき旨を勧告します。当社取締役会は、この勧告または株主意思確認総会若しくは書面投票の決定に基づき、原則として新株予約権の無償割当ての実施を決議し、別途定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき新株予約権2個を上限として別途定める割合で、新株予約権を無償で割当てます。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

4. 上記取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記2.に記載した基本方針の実現に資する特別な取り組みは、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資する具体的方策であり、まさに当社の基本方針に沿うとともに、当社の株主共同の利益に資するものであり、また、当社の経営陣の地位の維持を目的とするものではありません。

また、本プランは、上記3.に記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主意思を重視するものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、独立性の高い社外者によって構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断または株主意思の確認を経ることが必要とされること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が3年間と定められたうえ、株主総会または取締役会でいつでも廃止できることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の経営陣の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は2億7百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因に変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	30,000,000
計	30,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数（株） (2020年12月31日)	提出日現在 発行数（株） (2021年2月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,075,000	12,075,000	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株である。
計	12,075,000	12,075,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項なし。

②【他の新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年10月1日～ 2020年12月31日	—	12,075,000	—	2,449,000	—	612,250

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日である2020年9月30日の株主名簿による記載をしている。

①【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 672,200	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,383,500	113,835	—
単元未満株式	普通株式 19,300	—	—
発行済株式総数	12,075,000	—	—
総株主の議決権	—	113,835	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式1,000株(議決権10個)が含まれている。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には当社所有の自己保有株式28株が含まれている。

②【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ノザワ	神戸市中央区浪花町15番地	672,200	—	672,200	5.56
計	—	672,200	—	672,200	5.56

2 【役員の状況】

該当事項なし。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成している。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,786,404	5,635,235
受取手形及び売掛金	4,659,528	※3 4,419,433
商品及び製品	718,158	610,663
仕掛品	9,289	21,412
原材料及び貯蔵品	145,742	293,052
未成工事支出金	227,425	308,995
その他	979,295	753,460
貸倒引当金	△4,172	△3,205
流動資産合計	11,521,672	12,039,048
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,080,934	2,141,879
機械装置及び運搬具（純額）	1,535,825	1,586,242
土地	6,473,480	6,473,480
建設仮勘定	59,703	131,886
その他（純額）	298,642	326,529
有形固定資産合計	10,448,587	10,660,018
無形固定資産	16,915	28,451
投資その他の資産		
投資有価証券	2,107,626	2,481,000
その他	1,620,826	1,303,783
貸倒引当金	△87,378	△85,878
投資その他の資産合計	3,641,074	3,698,906
固定資産合計	14,106,577	14,387,376
資産合計	25,628,250	26,426,424

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,483,167	※3 3,309,749
未払法人税等	110,732	162,599
賞与引当金	260,000	128,000
製品補償引当金	85,750	49,639
火災関連損失引当金	331,786	112,930
関係会社清算損失引当金	—	12,000
その他	1,252,995	1,654,094
流動負債合計	5,524,430	5,429,013
固定負債		
長期借入金	245,000	245,000
再評価に係る繰延税金負債	1,466,739	1,466,739
退職給付に係る負債	2,008,626	2,015,217
訴訟損失引当金	※4 56,500	※4 382,500
資産除去債務	13,886	13,912
その他	391,803	416,365
固定負債合計	4,182,556	4,539,734
負債合計	9,706,987	9,968,747
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,449,000	2,449,000
資本剰余金	1,470,572	1,470,572
利益剰余金	8,477,837	8,932,887
自己株式	△260,303	△260,468
株主資本合計	12,137,105	12,591,991
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	490,085	745,512
土地再評価差額金	3,142,030	3,142,030
為替換算調整勘定	278,395	189,083
退職給付に係る調整累計額	△126,353	△108,624
その他の包括利益累計額合計	3,784,157	3,968,001
非支配株主持分	—	△102,315
純資産合計	15,921,263	16,457,677
負債純資産合計	25,628,250	26,426,424

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
売上高	16,589,705	16,672,405
売上原価	11,483,642	11,512,591
売上総利益	5,106,063	5,159,814
販売費及び一般管理費	4,212,310	3,713,987
営業利益	893,753	1,445,826
営業外収益		
受取利息	286	241
受取配当金	72,297	65,032
火災関連損失引当金戻入益	—	24,854
その他	48,580	27,811
営業外収益合計	121,164	117,940
営業外費用		
支払利息	6,090	4,365
手形売却損	13,724	15,218
賃貸費用	16,269	16,237
売上割引	18,200	17,027
その他	53,211	19,779
営業外費用合計	107,496	72,628
経常利益	907,421	1,491,138
特別利益		
保険差益	532,749	—
製品補償引当金戻入益	198,000	—
特別利益合計	730,749	—
特別損失		
固定資産除却損	36,389	38,871
訴訟損失引当金繰入額	25,000	326,000
火災関連損失	※1 642,432	—
関係会社清算損失	—	※2 12,000
特別損失合計	703,822	376,871
税金等調整前四半期純利益	934,348	1,114,266
法人税、住民税及び事業税	61,991	184,407
法人税等調整額	277,317	296,874
法人税等合計	339,308	481,281
四半期純利益	595,040	632,985
非支配株主に帰属する四半期純損失（△）	—	△107,138
親会社株主に帰属する四半期純利益	595,040	740,123

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
四半期純利益	595,040	632,985
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	99,460	255,426
為替換算調整勘定	3,579	△84,488
退職給付に係る調整額	18,264	17,729
その他の包括利益合計	121,304	188,667
四半期包括利益	716,344	821,652
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	716,344	923,968
非支配株主に係る四半期包括利益	—	△102,315

【注記事項】

(会計上の見積りの変更)

(訴訟損失引当金)

石綿含有建材にばく露して健康被害を受けたとして、建設従事者とその遺族が国及び複数の建材メーカーに対して損害賠償金を求める裁判については、これまで高等裁判所の判決時より訴訟損失引当金の見積りを行っていたが、京都第1陣訴訟において2021年1月28日に最高裁判所への上告が棄却されたこと等を勘案し、当第3四半期連結会計期間より、地方裁判所の判決時より見積もる方法に変更している。

これにより、当第3四半期連結累計期間の訴訟損失引当金繰入額が228,000千円増加し、税金等調整前四半期純利益が同額減少している。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

前連結会計年度の有価証券報告書の（追加情報）に記載した新型コロナウイルス感染症の収束時期等を含む仮定について重要な変更はない。

(連結子会社の解散決議)

当社は2020年12月7日開催の取締役会において、連結子会社である野澤積水好施新型建材（瀋陽）有限公司を解散することを決議している。なお、同社は現在清算手続き中である。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 手形流動化に伴う裏書譲渡高

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
受取手形裏書譲渡高	2,920,853千円	3,250,582千円

2 偶発債務

① 2007年10月1日付で石綿健康障害による労災認定者であり当社グループの事業活動と直接因果関係が認められるものに対する補償制度を導入したことから、将来当該制度に基づき補償負担が発生する可能性がある。

② 石綿含有建材にばく露して健康被害を受けたとして、建設従事者とその遺族が国及び複数の建材メーカーに対して損害賠償金を求める裁判が、各地の地方裁判所及び高等裁判所並びに最高裁判所において係属中であり、また、一部の案件で上告が棄却され、高裁判決が確定したこと等から、現在、当社グループは損失の発生可能性が高いと認められる案件について訴訟損失引当金を382,500千円を計上しているが、今後の判決の内容により追加で費用が発生し、連結業績に影響を与える可能性がある。

※3 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形は手形交換日をもって決済処理している。なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、当第3四半期連結会計期間末残高に含まれている。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
受取手形	-千円	112,865千円
支払手形	-	57,060

※4 訴訟損失引当金

石綿含有建材にばく露して健康被害を受けたとして、建設従事者とその遺族が国及び複数の建材メーカーに対して損害賠償金を求める裁判において、各裁判所が国及び当社を含む建材メーカーに賠償金の支払を命じた判決を受け、賠償金相当を訴訟損失引当金として計上している。

(四半期連結損益計算書関係)

※1 火災関連損失

前第3四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年12月31日）

2019年5月10日に当社埼玉工場で発生した火災に起因する損失であり、主として製品納入遅延等に関する損失を計上している。なお、このなかには、火災関連損失引当金繰入額283,748千円を含んでいる。

当第3四半期連結累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年12月31日）

該当事項なし。

※2 関係会社清算損失

前第3四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年12月31日）

該当事項なし。

当第3四半期連結累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年12月31日）

連結子会社である野澤積水好施新型建材（瀋陽）有限公司の清算に伴う損失である。なお、このなかには、関係会社清算損失引当金繰入額12,000千円を含んでいる。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る減価償却費を含む。）は、次のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
減価償却費	431,197千円	479,910千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年12月31日）

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	114,032	10	2019年3月31日	2019年6月28日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年12月31日）

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	285,073	25	2020年3月31日	2020年6月29日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年12月31日）

当社グループは、建築材料関連事業の単一の報告セグメントであるため、記載を省略している。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
1 株当たり四半期純利益	52円18銭	64円91銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益（千円）	595,040	740,123
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益（千円）	595,040	740,123
普通株式の期中平均株式数（千株）	11,403	11,402

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。

(重要な後発事象)

該当事項なし。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年2月12日

株式会社ノザワ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 梅 原 隆 印
業務執行社員 公認会計士

指定有限責任社員 入 山 友 作 印
業務執行社員 公認会計士

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノザワの2020年4月1日から2021年3月31までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ノザワ及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年2月12日
【会社名】	株式会社ノザワ
【英訳名】	NOZAWA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野澤俊也
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役管理本部長 西岡誠司
【本店の所在の場所】	神戸市中央区浪花町15番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)
	株式会社ノザワ東京支店 (東京都中央区新川一丁目4番1号(住友不動産六甲ビル))
	株式会社ノザワ名古屋支店 (名古屋市中区錦二丁目4番15号(ORE錦二丁目ビル))

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長野澤俊也及び当社取締役管理本部長西岡誠司は、当社の第161期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。